書 評

## 政所大輔著

『保護する責任――変容する主権と人道の国際規 節』

(勁草書房、2020年)

大庭 弘継

本書の問いを一言で表現すれば、現在の国連体制の中で世界の新しいルールを作る方法はどうなっているのか、ということになる。その題材は条約ではない。扱われるのは、保護する責任(以下、R2P)である。保護する責任とは、ジェノサイドや民族浄化といった人道危機に対して、人々を保護する責任を、国家と国際社会に求める規範である。この規範は、論争的だ。というのも、国家主権を制限し、国際社会の軍事介入を正当化する根拠となりうるからである。本書は、この論争的な規範が、どのように生成され、どのように受容されてきたのか、を探究した研究書である。

序章では、この規範が「単線的かつ発展的に拡散」してきたものではないことが指摘され、様々なアクターによる「交渉や駆け引き、具体的な取引といった政治的な要素」が描かれることが予告される(8頁)。

第1章では、本書の分析枠組みが提示される。本書は、規範の誕生、伝播、実施の3段階を示すが、評者は特に実施の段階に注目したい。その一つの基準として筆者が示すのは、安保理での発言、決議の文言、決定された措置を通じた正当化であり、その正当化は「他のアクターが強く反対しなかった場合に、成功したと判断することが可能」(35頁)である、と指摘する。

第2章は、カナダ政府の講演によって組織された「介入と国家主権に関する国際委員会(ICISS)」がR2P報告書を提言するまでの議論とプロセス、国連事務総長などからの政治的支持の獲得(57頁)について、考察している。

第3章では、先の報告書の内容より後退しながらも、R2Pが2005年の世界サミットで、コンセンサスで採択された経緯が考察される。この成果文書は、「推進派諸国だけでなく懐疑派諸国によっても、参照点」(102頁)となる。

第4章では、R2Pに対する加盟国の反発もありながら、R2Pに関する事務総長特別顧問の設置や毎年提出される事務総長報告などにより、R2Pが徐々に国連の制度に取り込まれる過程、各国の選好の好意的変化が考察される(123頁)。

第5章では、R2Pの2011年のリビア危機への適用と、同年以降続くシリア危機への不適用が論じられている。R2Pのリビアへの適用は、人道危機の阻止という目的から外れ、リビアを統治していたカダフィ政権の転覆に転化した、と批判される。その後R2Pはシリアに適用されず、R2Pは死んだ、とも評されることとなった。しかし筆者は、確かにシリアへのR2Pの適用は否定されているが、それ以外の危機に対しては、R2Pへの言及が増加している状況(189頁)を分析し、R2Pが安保理での議論と決議に定着しつつあることを実証的に明らかにしている。

終章では、R2Pが法制度化されず多様な解釈が 可能となる許容度の高さ(206頁)を、この規範 の強みとして指摘している。

以上駆け足で概観してきたが、この書評は、本書の大きな魅力を捨象せざるをえなかった。本書の魅力は、起草者、国連職員、国連大使、各国政府といったアクターの証言や行動の分析であり、それらのピースの上に、保護する責任が成り立っていることを論証している点にあるからだ。この短い書評では、当然ながらディテイルを取り上げられず、その魅力を捨象せざるをえなかった。是非ご一読いただき、「神は細部に宿る」を実感していただきたい。

最後に、本書の背後にある、筆者の射程についても言及しておきたい。本書は、安保理での議論に焦点を絞り、人道危機そのものの記述は少ない。しかし筆者は、脚注にて、R2Pの問題以前に、「そもそも安保理で取り上げられることがほとんどない人道危機が現実に存在していること」を指摘し、ロヒンギャ、イエメン、ブルンジを例示したうえで、「安保理は有効な手段を講じてきたわけではない」と批判する(198頁)。本書の手堅さは、数多くの人道危機への対処を見据えて、まず現状を把握するべき、という筆者の問題射程のなかでの橋頭堡と呼ぶべき手堅さなのである。